

児童相談所設置に向けた検討状況について

児童相談所の設置に向けた検討状況について、下記のとおり報告する。

記

1 (仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター基本計画について

平成29年5月に策定した「基本構想」を踏まえ、施設内のエリアイメージや整備方針など、具体的な施設整備計画としての「基本計画」を策定する。今般、中間のまとめを作成したので報告する。

(1) 基本計画の概要

① 目的

本計画は、「基本構想」を具体化し、建設規模・構成、機能及び設備に関する諸条件などをまとめ、設計の与条件として示すものである。今後これを基に、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいく。

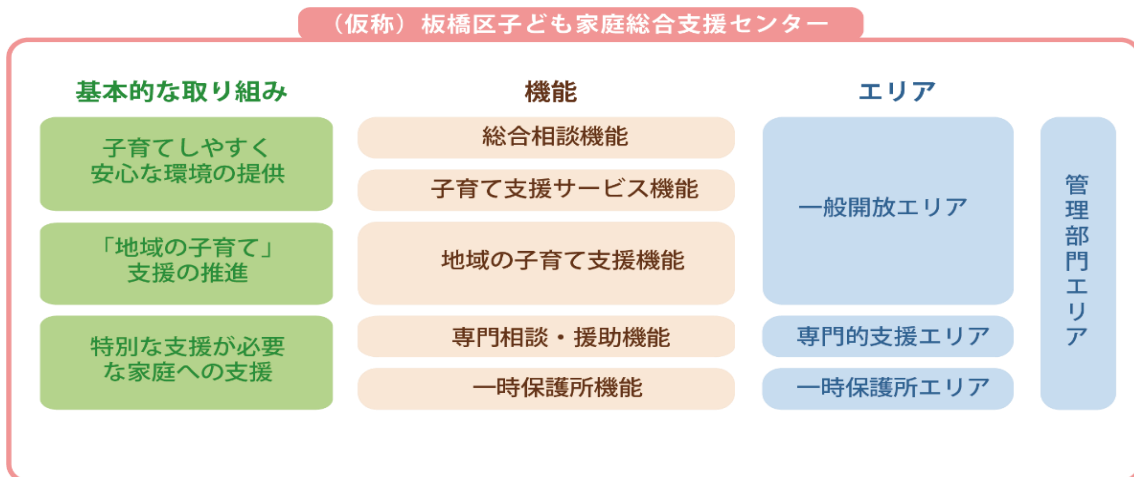
② 基本方針

『すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点』を基本方針に掲げ、基礎的自治体である区の強みを活かし、関連機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行う。

③ 施設の構成

児童相談所で行う、相談・判定、一時保護に加え、子育て支援、サービス調整を行う。

「基本構想」で掲げた3つの基本的な取り組みを実現するため、5つの機能を持たせ、4つのエリアで子ども家庭総合支援センターを構成する。



④ 施設整備の考え方

気軽に相談できる、広く開かれた施設とするとともに、子どもたちの安全と生活を守るといった二つの条件を同時に実施することを基本的な考えとする。

「子どもや来所者の安心・安全への配慮」「明るく温かみのある環境の整備」「ユニバーサルデザインへの配慮」「環境への配慮、コスト縮減の実践」「周辺地域への配慮」の5つの点に配慮し、国が示した『新しい社会的養育ビジョン』への対応についても留意していく。

⑤ 施設規模・設置場所

延床面積：約3,500㎡ 階数：地上3階

設置場所：板橋区本町24-1（旧板橋第三小学校敷地の一部を利用）

(2) 今後のスケジュール（予定）

30年6月29日、7月1日 区民等への説明（中間のまとめ）

9月頃 基本計画策定

10月 子どもの貧困対策調査特別委員会報告（基本計画）

2 施設整備計画について

(1) 想定施設規模の変更

平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組等で養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定され、これを具体化するため、平成29年8月に国から『新しい社会的養育ビジョン』が示された。

ビジョンには児童相談所・一時保護改革、子どものニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革が盛り込まれており、これらの動向に留意し理念にあった施設とするため、「基本構想」で想定した延床面積約2,500㎡を「基本計画」では約3,500㎡へと変更する。

なお、想定面積の増減等については、下表のとおり。

単位：㎡

エリア	想定面積		増減 B - A	増減の主な内容
	変更前A	変更後B		
一般開放エリア	200.0	197.1	△2.9	諸室面積の減
専門的支援エリア※	1058.0	1326.4	268.4	居室のユニット化
管理部門エリア	707.0	833.4	126.4	倉庫等の増
共用部分	517.3	1178.5	661.2	複数経路の確保等
合計	2482.3	3535.4	1053.1	

※一時保護所エリアを含む

(2) 施設整備工程の見直し

当初、平成30・31年度と年度ごとに2期に分けた解体工事について、一体化して1期のみで実施する。これにより解体工事期間を縮減し、近隣住民への影響を最小限にするとともに住民要望のあった広場としての利用（地域のお祭り等）ができるような工程とした。

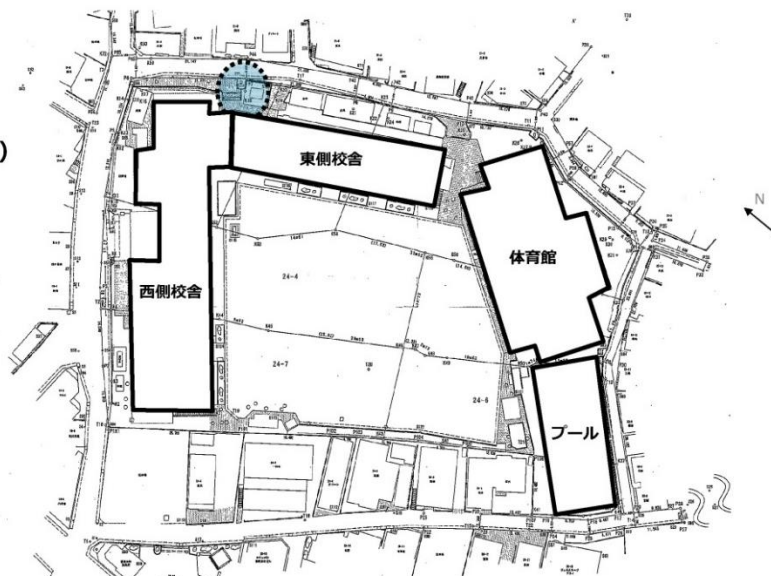
変更前後の解体等の工程は、下表のとおり。イメージ図については、別紙参照。

		平成30年度（2018年度）		平成31年度（2019年度）	
解体電気工事		5月	6か月 → 10月		
解体設計	変更前	7月	9か月 → 3月		
	変更後	5月	8か月 → 12月		
解体工事	変更前	6月	10か月 → 3月	6月	10か月 → 3月
	変更後		2月	14か月 → 3月	3月
基本・実施設計			11月	16か月 → 2月	

施設整備の工程（案）

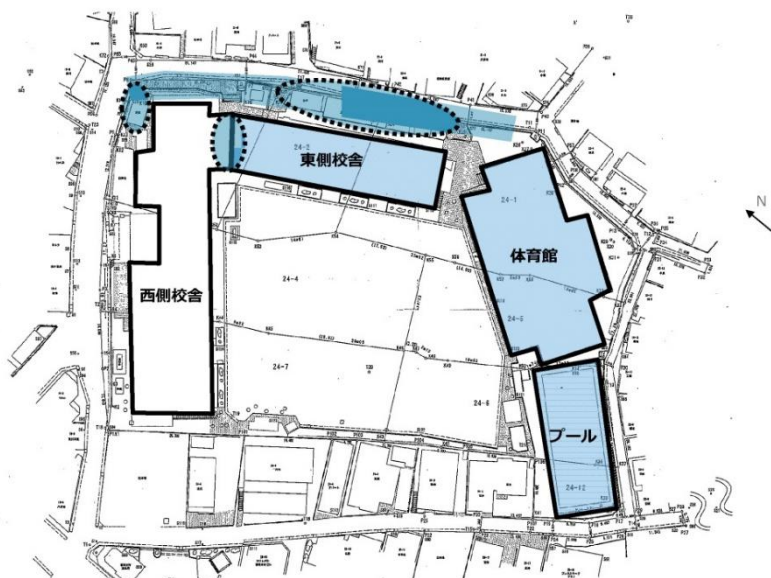
平成30年度5月～10月

解体電気工事（受変電設備改修）



平成30年度2月
～平成31年度3月末

体育館及びプール解体工事・
道路拡幅仮整備・
東側校舎等解体工事



平成32～33年度

（仮称）子ども家庭総合支援
センター施設整備工事

※配置場所・規模はイメージ

